

【資料5-1】

第三次行政改革大綱実施計画 新規追加計画(9計画)

No.	実施計画	所属	取組内容	実施目標
1	坂井市行政文書における性別記載欄の見直し	総務課 男女共同参画推進室	全庁の行政文書で性別記載欄が有るものに対し、「削除可」「削除不可」「要検討」の調査を行う。「削除可」の文書については性別記載欄を削除し、「要検討」「削除不可」の文書については、「任意記入」「回答しない」などの選択肢を設けるなど配慮、工夫も含めて検討することとする。	令和5年度末を目途に、順次見直しを行い、不要な性別記載欄のある行政文書が0になることを目指す。
2	封入封緘機能付き高速プリンター導入による労働時間の短縮	企画政策課	印刷から折り込み、封入封緘までの一連の作業を行える機械を導入することで、作業時間の大幅な短縮と発送ミスリスクの軽減を図る。	封入封緘機を活用する業務を30業務を目標とし、年間の労働時間を1000時間短縮する。
3	デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進	情報統計課 DX推進室	全庁で自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を図るため、推進本部を設置し、推進体制を整備する。市民のニーズに応じて、必要な人に必要な情報を届けるため、公式LINEアカウントを活用した情報発信の仕組みを構築する。DXの推進に関する理解と共通認識の形成及び機運の醸成を図るため、全職員が参加する研修や勉強会を計画的に実施する。	坂井市におけるDX※の推進を目指す。 ※DX: デジタル技術を活用して、様々な課題を解決(行政サービスや業務を変革)すること。
4	次世代型地域交通導入の推進	公共交通対策課	AIを活用した予約型の乗り合い交通であるオンデマンド型交通を、利用者の少ないコミュニティバス接続ルートに代えて導入し、通院や買い物のための移動手段の効率性と利便性を向上させるとともに、コミュニティバス基幹ルートの運行ルートを見直し、乗車時間の短縮や増便などを図ることにより、待ち時間なく、目的地へ移動できる地域交通の運行を目指す。	現行のバス事業に要する行政負担を維持しつつ、効率性と利便性向上を図る。
5	行政文書等デジタル化の推進	まちづくり推進課	広報紙や回覧物のデジタル化を図り、スマートフォンやタブレットアプリでニーズの高いLINEを活用した電子版で発信することにより市民全員に行政情報を行き届かせるとともに、行政嘱託員の負担軽減を図る。	令和6年度までに5,000人のアプリ登録者および100自治会のデジタル化を目指す。
6	地域課題解決型の地域づくり活動に対する支援	まちづくり推進課	まちづくり協議会を中心に、持続可能な地域を創るための課題解決型のまちづくりを推進する。地縁的な結びつきから捉え、身近な人達がつながり、支え合い、助け合える地域づくり、人材育成に取り組む。内発的に動機づけられた主体性のある人材が活躍できる土壌づくりをする。	・「まちづくりカレッジ」の修了生がそれぞれの地域に参画できるよう促していく。 ・小中学校と連携し、青年期からまちづくりに関心を持ち、地域を担う人材育成に取り組む。 ・まちの未来設計図(将来ビジョン)作成のための支援を行う。
7	電子契約サービスの導入	監理課	数ある電子契約サービスの中から市にとって最良なサービスを選定し、導入する。電子契約サービスを導入することで、用紙代等の経費及び、印刷・製本等の事務量削減を図る。	令和4年12月からの運用開始を目指す。

【資料5-1】

第三次行政改革大綱実施計画 新規追加計画(9計画)

No.	実施計画	所属	取組内容	実施目標
8	「書かない窓口」「来なくてもよい窓口」への窓口変革	市民生活課	<p>来庁者が窓口で出来るだけ申請書類等を記載しない仕組みや、異動に係るマイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入を検討し、待ち時間の短縮など来庁者の立場に立った行政サービスを目指す。</p> <p>その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口手数料のキャッシュレス化の推進 ・コンビニ交付の周知啓発 ・事務手順の見直しによる事務の効率化 	<p>現在の窓口業務の業務プロセスを洗い出し、市民に負荷をかけている部分や職員の負担となっている部分について業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用によって解決を図るとともに、「書かない窓口」、「来なくてもよい窓口」の導入を目指す。</p>
9	空家等対策の推進	都市計画課	<p>空家の現状や、管理・活用の必要性など、管理不全の空家をもたらす影響や管理・点検など、活用方法や活用事例をまとめた、所有者向けの空家等に関する意識啓発資料を作成する。また、空家実態調査の結果を踏まえ、坂井市空家対策等計画を策定し、市における空家等の増加抑制に努める。</p>	<p>空家化の予防・空家の適正管理等について、空家の所有者をはじめ、広く市民に周知を図り、専門知識や幅広いネットワークなどを有する民間の方々との協力を求め、空家の流通および利活用の推進を図る。</p>